

## 報告 1

三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給事業実施要綱を制定する告示について

三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給事業実施要綱を制定する告示について、別紙のとおり報告します。

令和3年1月18日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市教育委員会告示第2号

三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和3年1月4日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、奥田元宋・小由女美術館ほか2施設（以下「施設」という。）の指定管理者が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための休業等により、収入金の大幅な減額が生じた場合に、施設の安定的な運営を継続することを目的に、指定管理者に対し、助成金を支給することについて、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 助成金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の施設を管理する指定管理者とする。

対象施設名
奥田元宋・小由女美術館
美術館あーとあい・きさ
三良坂平和美術館

(支給要件)

第3条 当該施設の収入金について、休業等を実施した期間を含む半期（令和2年4月から9月まで）における、当該年度の収入金が、前年度の同期間の収入金から50万円以上の減額（以下「支給対象額」という。）があること。ただし、当該施設について本市が実施する他の支給事業（三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る指定管理施設運営助成事業実施要綱（令和2年三次市告示第244号））と重複して助成金を受けることはできない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 支給対象額の2割を上限とし、予算の範囲内で支給する。

(2) 算定した助成金の額に50万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、教育長が別に定める額

(助成金の支給申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給申請書（様式第1号）を教育長に提出するものとする。

(助成金の支給決定等)

第6条 教育長は、前条の申請書の提出があったときは、申請の内容を確認し審査のうえ、助成金額を決定し、三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の変更申請)

第7条 申請者は、支給の決定を受けた内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、教育長に三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給変更申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けるものとする。

(助成金の支給)

第8条 申請者は、第6条の規定による支給決定の後、三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給請求書（様式第4号）を教育長に提出するものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年1月4日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

（申請者）

団体の所在地

団体名

代表者名

三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給申請書

三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金を受けたいので、三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給事業実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 指定管理施設名

2 添付書類

- (1) 直前事業年度の法人税確定申告書の控えの写し
- (2) 直前事業年度の半期における売上が分かる書類
- (3) 今期事業年度において、直前事業年度同期間の売上が分かる書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

3 その他特記事項

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

（指定管理者名） 様

三次市教育委員会教育長



三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給事業については、三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給事業実施要綱第 6 条の規定により、次のとおり支給の決定をしたので通知します。

- 1 支給決定額 円
- 2 支給の時期 年 月 日（予定）
- 3 支給の条件
- 4 その他

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

（申請者）

団体の所在地

団体名

代表者名

三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給変更申請書

年 月 日付けで支給決定を受けた三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給事業について、その内容に変更が生じるので、三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給事業実施要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更理由
- 2 変更内容
- 3 添付書類

三次市教育委員会教育長 様

(申請者)

団体の所在地

団体名

代表者名

三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給請求書

三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金として、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

振込先金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		